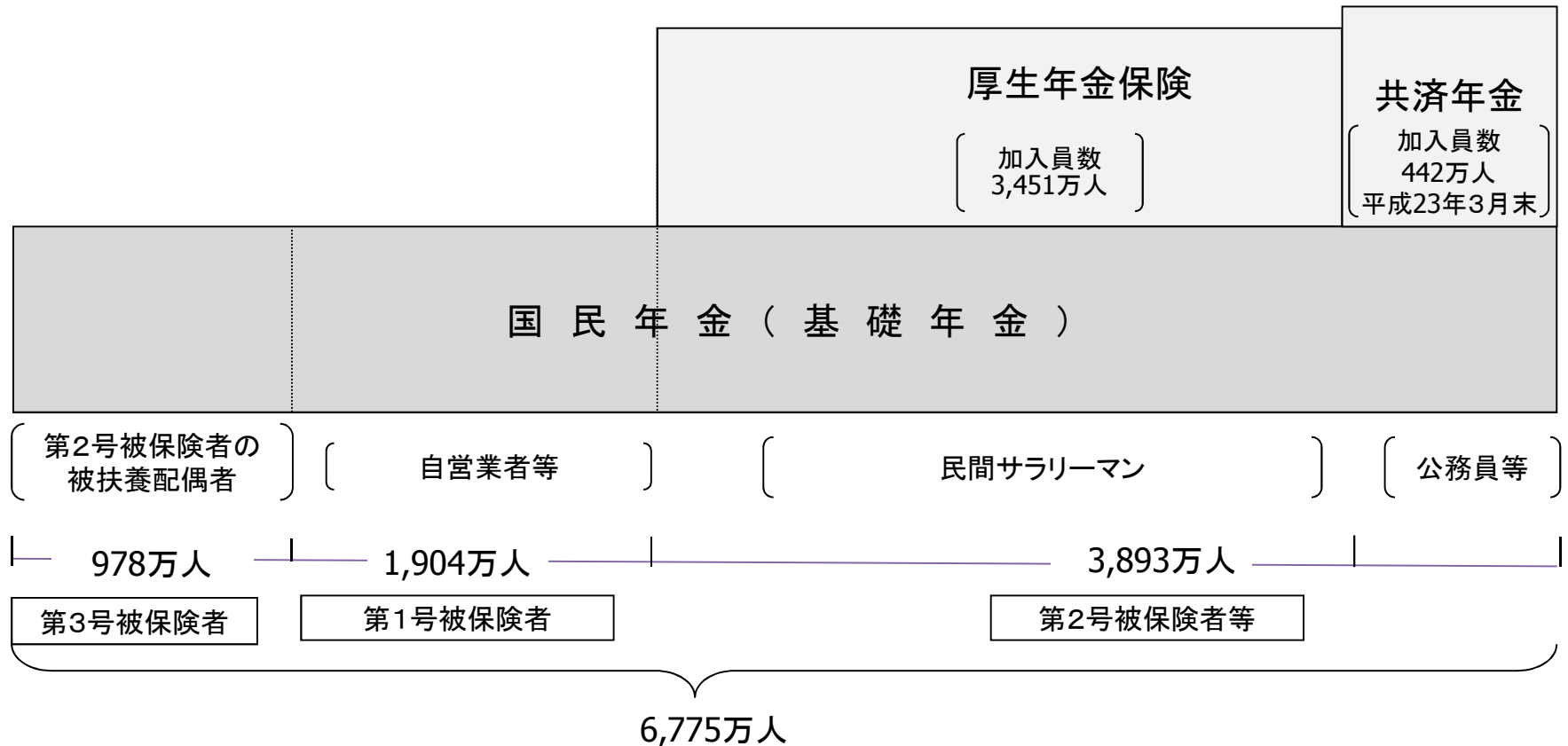


障害年金制度の概要

公的年金制度の仕組み

- 現役世代は全て国民年金に加入し、保険料の納付又は免除・猶予を行う義務(国民皆年金)。
- 基礎年金は全国民を対象。(1階部分。一定期間以上国民年金に加入することが条件)
- 民間サラリーマンや公務員は、これに加え、厚生年金や共済年金に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金の給付を受ける。(2階部分)

(数値は注釈のない限り平成23年度末)



障害基礎年金の概要

1. 支給要件

国民年金の被保険者期間中、または被保険者の資格を失った後60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間に初診日のある傷病によって、初診日から1年6ヵ月経った日あるいは1年6ヵ月経たない間に治った日（ともに障害認定日という）に、1級または2級の障害の状態にある場合に支給される。

（注）保険料納付要件

国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間が、

- ① 初診日の属する月の前々月までの保険料を納付しなければならない期間の3分の2以上あること、あるいは、
- ② 初診日が平成38年4月1日前の場合は、初診日の属する月の前々月までの1年間の保険料を納付しなければならない期間のうちに、保険料の滞納がないこと。

2. 20歳前に初診日がある場合

20歳前に初診日がある場合には、20歳に達したとき（障害認定日が20歳以後のときは障害認定日）に、1級または2級の障害の状態にあれば、障害基礎年金が支給される。

（注）20歳前に傷病を負った人の障害基礎年金については、本人が保険料を納付していないことから所得制限が設けられており、扶養親族等がない場合、所得が360.4万円を超える場合には年金額の2分の1相当額に限り支給停止とし、462.1万円を超える場合には全額支給停止とする二段階制がとられている。

3. 年金額（平成25年4月）

〈1級障害の場合〉 月額81,925円（年額983,100円）＋ 子の加算額
……………（老齢基礎年金の満額の1.25倍）

〈2級障害の場合〉 月額65,541円（年額786,500円）＋ 子の加算額
……………（老齢基礎年金の満額と同額）

子の加算額：第1子・第2子…月額 各18,858円（年額226,300円）
第3子以降 …月額 各6,283円（年額75,400円）

障害厚生年金の概要

1. 支給要件

障害基礎年金の保険料納付要件を満たしている者が、厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある傷病によって、障害認定日（障害基礎年金と同じ）に、1級～3級の障害の状態にある場合に支給される。

（1級または2級の障害の状態にある場合は、障害基礎年金と障害厚生年金が支給される。）

（注）障害手当金

厚生年金の被保険者期間中に初診日のある病気・怪我が初診日から5年以内に治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残った場合に、障害基礎年金を受けるのに必要な保険料納付済期間を満たしている者に対して、一時金として支給される。

2. 年金額

〈1級障害の場合〉（報酬比例の年金額×1.25）＋配偶者の加給年金額

〈2級障害の場合〉（報酬比例の年金額）＋配偶者の加給年金額

〈3級障害の場合〉（報酬比例の年金額）（ただし、障害基礎年金の3／4の額を最低保障とする）

※ 報酬比例の年金額は老齢厚生年金の計算による。ただし、被保険者期間が300月未満である際は300月とみなして計算する。

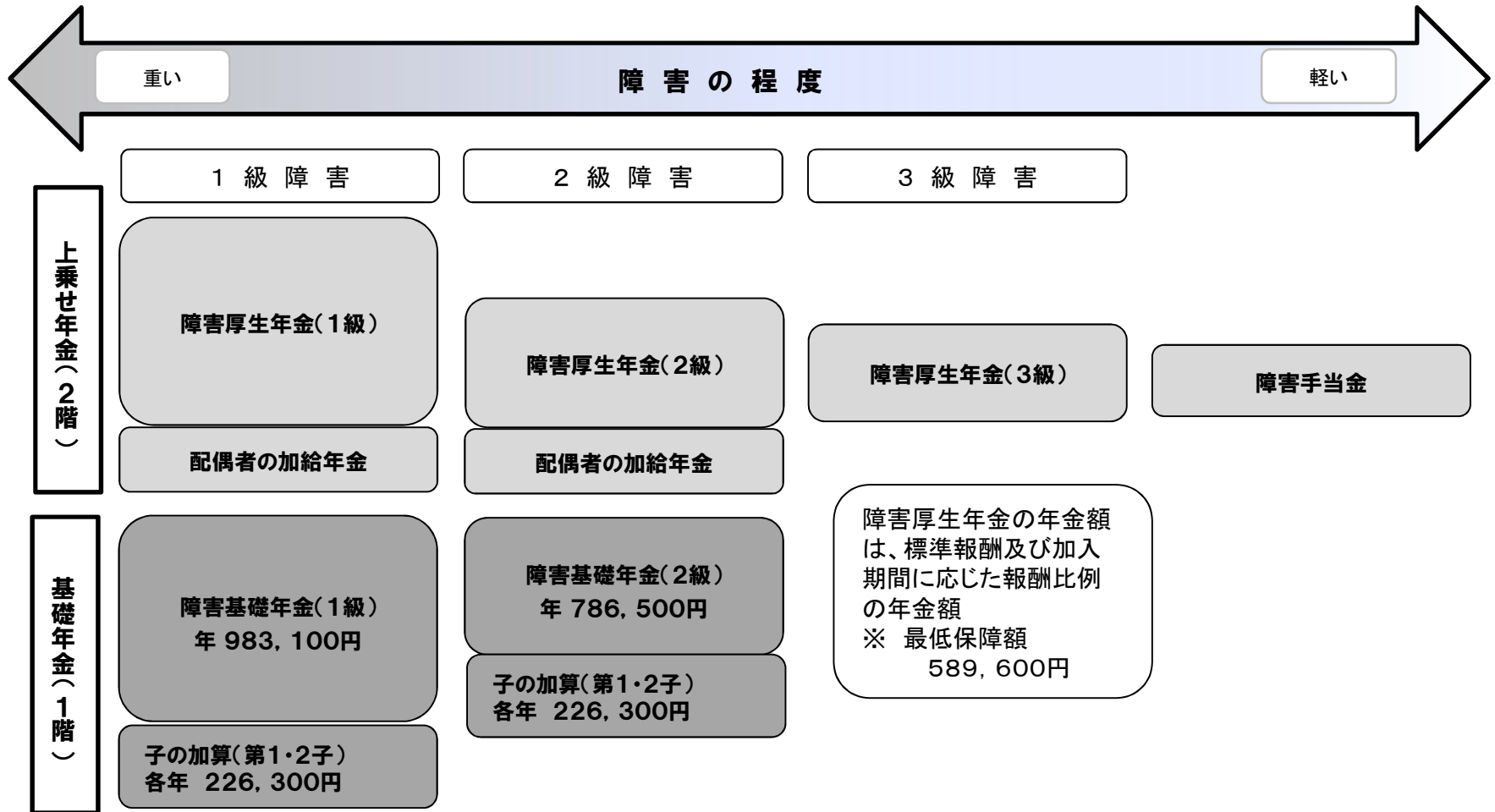
※ 配偶者の加給年金額 月額18,858円（年額226,300円）

（参考）障害厚生年金受給者の障害年金の仕組み

障害 厚生 年金	1 級	2 級	3 級
	報酬比例の年金額×1.25	報酬比例の年金額	報酬比例の年金額
障害 基礎 年金	老齢基礎年金の満額×1.25	老齢基礎年金の満額	

（注）障害等級3級該当者には障害基礎年金は支給されない。

障害年金の給付体系



◆障害年金を受けるには、本人またはご家族による年金の請求手続きが必要。請求窓口は、障害基礎年金は市区町村役場または年金事務所、障害厚生年金は年金事務所。

障害等級の例

	障害基礎年金	障害厚生年金
1 級	両眼の視力の和が0.04以下のもの 両下肢を足関節以上で欠くもの 他	障害基礎年金と同じ
2 級	両眼の和が0.05以上0.08以下のもの 両下肢のすべての指を欠くもの 他	障害基礎年金と同じ
3 級	—	両眼視力が0.1以下に減じたもの 一下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの 他

1 級・2 級については、国民年金法施行令別表に規定
3 級については、厚生年金保険法施行令別表第1に規定

【障害認定基準】(昭和61年3月31日庁保発第15号)

国民年金法及び厚生年金保険法施行令に定める障害の状態を傷病(疾患)ごとに具体的に例示したもので、公平に判断するための基準を認定指針として示したもの。

障害の程度(基本的考え方)

障害の程度を認定する場合の基準となるものは、国年令別表、厚年令別表第1及び厚年令別表第2に規定されているところであるが、その障害の状態の基本は、次のとおりである。

(1) 1 級

身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもとする。この日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度とは、他人の介助を受けなければほとんど自分の用を弁ずることができない程度のものである。

例えば、身のまわりのことはかろうじてできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね就床室内に限られるものである。

(2) 2 級

身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもとする。この日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度のものである。

例えば、家庭内の極めて温和な活動(軽食作り、下着程度の洗濯等)はできるが、それ以上の活動はできないもの又は行ってはいけないもの、すなわち、病院内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、活動の範囲がおおむね家屋内に限られるものである。

(3) 3 級

労働が著しい制限を受けるか又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のもとする。

《参考資料》 障害基礎・厚生年金の受給権者数(平成23年度末)

○厚生年金

(単位:人)

障害年金受給権者数	新 法	旧 法	計
計	450,436	93,022	543,458
1 級	60,355	11,121	71,476
2 級	189,113	32,538	221,651
3 級	200,968	49,363	250,331

○国民年金

(単位:人)

障害年金受給権者数	新 法	旧 法	計
計	1,487,346	83,480	1,570,826
1 級	646,393	40,728	687,121
2 級	840,953	42,752	883,705

(注1)新法:障害認定日が昭和61年4月1日以後にある人には、新国民年金法(昭和60年改正法)による障害基礎年金を支給

旧法:障害認定日が昭和61年3月31日以前にある人には、旧国民年金法の障害年金を支給

(注2)新法:障害福祉年金から裁定替えの障害基礎年金の受給権者を含む